

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	◇ 告 示	ページ
○ 徴収事務の委託【保健福祉局人権推進センター同和対策課】		2
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】		3
○ 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関からの変更の届出【保健福祉局総務部難病相談支援センター】		4
○ 道路の区域決定【建設局総務部管理課】		5
	◇ 上下水道局	
○ 公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（5件）【上下水道局下水道部下水道計画課】		6
○ 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【上下水道局総務経営部営業課】		12
	◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ボートレース事業課】		15

北九州市告示第 80 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、北九州市立北方地域交流センターの多目的ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 31 年 3 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北方体育交流センター 運営委員会 代表 森谷四六	北九州市小倉南区北方 三丁目 40 番 1 号	平成 31 年 4 月 1 日か ら平成 32 年 3 月 31 日まで

北九州市告示第 8 1 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 5 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ハラダ歯科医院	北九州市小倉北区馬借二丁目 2 番 1 号シャイングロービル 2 階	平成 31 年 3 月 1 日
渡辺歯科医院	北九州市小倉南区葛原本町一丁目 1 3 番 5 号	平成 31 年 3 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局城野店	北九州市小倉南区城野一丁目 1 5 番 4 6 号	平成 31 年 3 月 1 日
株式会社ひびきの薬局	北九州市若松区塩屋一丁目 2 6 番 1 号	平成 31 年 3 月 1 日
つなぐ薬局	北九州市八幡東区荒生田三丁目 1 番 3 4 号	平成 31 年 3 月 1 日

3 訪問看護ステーション等

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
アイビー訪問看護ステーション	北九州市小倉北区高峰町 1 7 番 1 0 号	平成 31 年 3 月 1 日

北九州市告示第 82 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 19 条の規定により指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 24 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 31 年 3 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

指定医療機関の所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地		変更年月日
八幡薬剤師会薬局	旧	北九州市八幡東区西本町四丁目 14 番 11 号	平成 30 年 12 月 21 日
	新	北九州市八幡東区尾倉二丁目 6 番 22 号	

北九州市告示第 83 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 31 年 3 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
7013	黒崎城石 3号線	八幡西区黒崎城石2346番 1から 八幡西区大字藤田2419番 1まで	12.0 ～ 18.8	122.8

北九州市上下水道局告示第3号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市門司区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成31年3月29日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市門司区大字大積の一部
〃 〃 清見佐夜町の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市門司区大字大積地内及び清見佐夜町の一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市門司区松原三丁目6番1号

北九州市新町浄化センター

北九州市上下水道局告示第4号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉北区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

北九州市上下水道局長 有田仁志

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成31年3月29日

- 2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域
北九州市小倉北区貴船町の一部

- 3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は 分流式の別
北九州市小倉北区貴船町地内の一部	合流式

- 4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市上下水道局告示第5号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市小倉南区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成31年3月29日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市小倉南区大字母原の一部	
〃	〃 大字呼野の一部
〃	〃 蒲生一丁目の一部
〃	〃 朽網東三丁目の一部
〃	〃 朽網東四丁目の一部
〃	〃 津田南町の一部
〃	〃 徳吉西三丁目の一部
〃	〃 湯川三丁目の一部
〃	〃 横代北町二丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市小倉南区大字母原地内、大字呼野地内、蒲生一丁目地内、朽網東三丁目地内、朽網東四丁目地内、津田南町地内、徳吉西三丁目地内、湯川三丁目地内及び横代北町二丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市小倉北区西港町96番3号

北九州市日明浄化センター

北九州市小倉南区中吉田二丁目10番1号

北九州市曽根浄化センター

北九州市上下水道局告示第6号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市若松区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成31年3月29日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市若松区大字頓田の一部	
〃	〃 小敷ひびきの三丁目の一部
〃	〃 響町三丁目の一部
〃	〃 南二島五丁目の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市若松区大字頓田地内、小敷ひびきの三丁目地内、響町三丁目地内及び南二島五丁目地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市若松区大字安瀬64の15

北九州市北湊浄化センター

北九州市上下水道局告示第7号

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、この告示の日から供用及び下水の処理を開始すべき日の前日まで北九州市上下水道局下水道部下水道計画課及び北九州市八幡西区役所まちづくり整備課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月15日

北九州市上下水道局長 有田仁志

1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日

平成31年3月29日

2 下水を排除及び処理すべき区域

下水を排除及び処理すべき区域	
北九州市八幡西区石坂二丁目の一部	
〃	〃 上香月一丁目の一部
〃	〃 楠橋下方一丁目の一部
〃	〃 馬場山原の一部

3 排水施設の位置及び合流式又は分流式の別

排水施設の位置	合流式又は分流式の別
北九州市八幡西区石坂二丁目地内、上香月一丁目地内、楠橋下方一丁目地内及び馬場山原地内の各一部	分流式

4 終末処理場の位置及び名称

北九州市八幡西区夕原町1番1号

北九州市皇后崎浄化センター

## 北九州市上下水道局公告第25号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

平成31年3月15日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

### 1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市水道料金等徴収業務
- (2) 業務内容 水道料金等の徴収に係る検針及び調定業務、収納及び未納整理業務、開閉栓業務、窓口業務、電話受付業務等
- (3) 契約期間 平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

### 2 参加資格

参加申込書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する者であること。

なお、共同企業体による参加の場合は、第1号から第3号まで及び第8号については共同企業体を構成する事業者（以下「構成員」という。）の全員が、第4号から第7号までについては構成員のいずれかが、第9号については共同企業体が満たさなければならないものとし、かつ、構成員は第4号から第7号までのいずれかを満たさなければならないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。ただし、登録の申請がなされている場合には、記載されているものとみなす。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 北九州市内に本社、本店又は本部を有し、かつ、その設置から1年以上を経過していること。
- (5) 日本国内において、平成27年4月1日以降に1年以上、水道のメーター検針業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が30万人以上であること。
- (6) 日本国内において、平成27年4月1日以降に1年以上、水道の未納整理業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が30万人以上であること。

- (7) 日本国内において、平成27年4月1日以降に1年以上、水道の電話受付業務を履行し、かつ、一つの事業体と契約した受託区域の人口が30万人以上であること。
- (8) 共同企業体による参加の場合、第5号又は第6号を満たす構成員が代表者となり、かつ、全ての構成員からそれぞれ3名以上の常時雇用関係にある社員を配置することができること。
- (9) 前項の業務の実施に必要な人数の社員を配置し、かつ、常時雇用関係にある社員を業務責任者として配置することができること。

### 3 受託候補事業者を選定するための評価基準

- (1) 会社内容
- (2) 経営方針
- (3) 業務体制等
- (4) 業務履行方法
- (5) 個人情報保護等
- (6) その他の業務提案
- (7) 意欲、信頼性等（ヒアリング等による評価）
- (8) 提案見積金額

### 4 契約の交渉等

第3項の評価基準により決定した受託候補事業者と、第1項の業務の委託契約締結の交渉を行う。ただし、交渉の結果委託契約締結に至らなかった場合、上下水道局は、この契約を締結しないことによる補償は、行わない。

### 5 応募手続

#### (1) 担当部局

北九州市上下水道局総務経営部営業課  
北九州市小倉北区大手町1番1号  
電話 093-582-3623

#### (2) 説明書（プロポーザル実施説明書及び業務委託仕様書）の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 北九州市上下水道局のホームページからダウンロードするものとする。

イ 交付期間 平成31年4月22日から同年6月28日まで

#### (3) 応募に係る事業者説明会の日時及び場所 平成31年5月中旬（詳細は、前号に規定するプロポーザル実施説明書に記載する。）

#### (4) 参加申込書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号の担当部局

- イ 提出期間 平成31年6月10日から同月28日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。）

## 6 応募後の手続

- (1) プロポーザル実施に係る説明会の日時及び場所 平成31年7月上旬（詳細は、前項第2号に規定するプロポーザル実施説明書に記載する。）
- (2) 業務提案書の提出場所、提出期間及び提出方法
  - ア 提出場所 前項第1号の担当部局
  - イ 提出期限 平成31年8月上旬（詳細は、前項第2号に規定するプロポーザル実施説明書に記載する。）
  - ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

## 7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 第5項第1号の担当部局
- (4) 詳細は、説明書による。

北九州市公営競技局公告第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月15日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 物品等の名称及び数量  
モーターボート競走用ピット 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市公営競技局ボートレース事業課
- 3 落札者を決定した日  
平成31年1月10日
- 4 落札者の名称及び住所  
ヤマト発動機株式会社  
群馬県太田市六千石町214番地
- 5 落札金額  
6,620万4,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
平成30年11月30日
- 8 落札方式  
最低価格による。